

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当一部支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和元年 1 月 5 日付けの「児童扶養手当 支給停止通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により、請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当一部支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

現在、3 歳の息子と 2 人暮らしをしている。2018 年 12 月に息子が知的障害と診断され（現在、愛の手帳 3 度）、療育を受ける必要があり、仕事を 2019 年 3 月末で会社を辞職し、現在、失業手当で生活をしている。転職をする為、療育に息子と通いながら〇〇専門学校に 2 年通う。失業手当と児童扶養手当でなんとか生活をしている状況の為、本件処分を取り消して頂きたい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------|--------------|
| 令和2年3月24日 | 諮問 |
| 令和2年7月30日 | 審議（第45回第3部会） |
| 令和2年8月21日 | 審議（第46回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法4条1項1号イの規定によれば、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとされている。
- (2) 法5条1項の規定によれば、手当は、月を単位として支給するものとされており、平成31年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令（平成31年政令第116号（平成31年4月1日施行）による改正後のもの。以下同じ）2条の2第1項の規定により、42,910円とされている。
- (3) 手当の受給資格を有する者について、法9条1項の規定によれば、手当は、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等（所得税法の規定する同一生計配偶者及び扶養親族）及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの（以下、併せて「法9条1項の扶養親族」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上

であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととされている。

(4) 法9条1項の適用に関する政令の規定について

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表によれば、法9条1項に規定する政令で定める額は、法9条1項の扶養親族が1人であるときは、870,000円とされている。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表によれば、法9条1項の規定による手当の支給の制限は、法9条1項の扶養親族が1人であって、同項に規定する所得が2,300,000円(1,920,000円に法9条1項の扶養親族1人につき380,000円を加算した額)未満であるときで、かつ、監護する児童が1人の場合は、「基本額一部支給停止額」に相当する部分について行うものとされている。

法施行令2条の4第3項の規定によれば、同条2項の「基本額一部支給停止額」は、法9条1項に規定する所得の額から、法9条1項の扶養親族が1人であるときは、870,000円(490,000円に法9条1項の扶養親族1人につき380,000円を加算した額)を控除して得た額に0.0229231を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)に10円を加えて得た額とするとされている。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文の規定によれば、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文の規定によれば、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32

条 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額等から 80,000 円を控除した額とするとされている。

(5) 法施行規則 4 条の規定によれば、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令 3 条及び 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに法 9 条 1 項の扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書等の書類を添えて、毎年 8 月 1 日から同月 31 日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとされている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則 26 条 7 項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人を手当の受給資格者と認定して手当を支給してきたところ、本件現況届及び公簿により、請求人の前年（平成 30 年）の所得について、合計所得額が 1,637,200 円であり、同金額から法施行令 4 条 1 項本文の規定に定める 80,000 円を控除した額が 1,557,200 円であること、及び法 9 条 1 項の扶養親族が 1 人であることを確認し、当該控除後の所得の額が、法 9 条 1 項の扶養親族が 1 人であるときについて、法施行令 2 条の 4 第 1 項に定める所得制限限度額 870,000 円以上であり、かつ同条 2 項に定める手当全部の支給制限の目安となる 2,300,000 円未満であったことから、手当について一部支給停止をすべき場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁が、請求人に対する手当の一部支給停止をする額を、15,760 円と算定した点については、1・(4)の政令の各規定を適用することによって正確になされていることが認められ、違算の事実もないことから、本件処分に違法又は不当な点はないものといわざるを得ない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、障害を有する3歳の息子の療育等のため平成31年3月末に会社を退職し、経済的に困窮しているため手当の支給制限を再考してほしいと主張する。

しかし、上記2のとおり、本件処分は法令の規定に則ったものであり、また、違算もないことから、これを違法又は不当として取消すことはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成